

公共工事の前払金に関する取扱いについて

平成28年5月27日に地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が公布・施行され、公共工事の前払金に関する事項が改正されましたので、下記のとおり名古屋港管理組合工事請負契約約款を改正します。

1 改正の内容

工事の受注者が前払金（契約金額の40%）及び中間前払金（契約金額の20%）を充てることのできる経費のうち、現場管理費及び一般管理費等について、用途の限定（労働者災害補償保険料及・保証料に限る）を解除し、すべての現場管理費及び一般管理費等（ただし、上限は前払金及び中間前払金の25%）に拡大する。

2 改正の時期

平成28年8月1日（平成28年8月1日以降に契約するものから適用）
ただし、平成28年4月1日以降に契約を締結した工事については、受注者との協議のうえ、契約変更により対応できることとする。